

この度、EIM Japanでは、質が高いと思われる運動療法関連施設を後援する制度を設けることにいたしました。

EIM Japan後援ガイドライン 【施設用】

EIM Japanは、有疾患者が運動や身体活動の利益を享受しつつ、安全に効果的に運動できる場と機会を増やすことを目指しています。つきましては、EIM Japanは、有疾患患者に対し適切な運動環境と安全で効果的な運動プログラムを提供する運動療法施設を後援いたします。

EIM Japanが後援する運動施設については、右の手続きに添って申請者が申請した内容をEIM Japan後援制度委員会が審議し、後援に値すると認められたものとします。後援が認められますと、後援登録証書が送られます。

**Exercise
is Medicine®**

**AMERICAN COLLEGE
of SPORTS MEDICINE®**

【申請から認定までの期間】

申請の内容によって様々ですが、資料に不足がなければ、1~2ヶ月程度です。

【申請費用】

パートナー企業につきましては、申請から審査、更に後援に関しての費用は発生しません。パートナー企業でない場合は、申請時に申請手続き料として5万円ご入金いただきます。なお、審査により後援不可となった時は全額返金致します。

【後援までの流れ】

①申請書類の作成

後援申込書と申請書類に必要な事項をご記入の上、EIM Japan事務局までご郵送ください。なお、申請書のご提出を持って本約款に同意なさったとみなします。

②審査

2-1 審査項目

申請書および後援審査資料を参照のこと

2-2 審査方法

提出された申請書および資料をもとに、をEIM Japan後援委員会の複数の委員が書類審査をおこないます。

2-3 審査ポイント

有疾患患者に対する適切な運動環境と安全で効果的な運動プログラムを提供しているかどうかで判断されます。なかでも、医師もしくは医療系の団体と連携やサポートがあることがポイントになります。

2-4 審査結果通知

郵送によって結果が通知されます。なお、審査中のお問い合わせには一切お応えできません。

③登録

結果通知後に自動的に登録されます。

④公表

EIM Japanのウェブサイトを通じて国内外に紹介されます。

⑤再審査

審査の結果、後援が認められなかった場合も申請内容をご修正の上、再申請および再審査は可能です。なお、再審査に関わる費用は無料ですが、再審査は一回のみとさせていただきます。

※申請事項に変更(ブラッシュアップなど)があった場合は、速やかにEIM Japan事務局にご報告ください。状況に応じて、再審査となる場合があります。

Exercise is Medicine (EIM) Japan 後援制度約款

この度、EIM Japan では、質が高いと思われる運動療法関連施設を後援する制度を下記の通り設けることにいたしました。

(目的)

第1条

- (1) EIM Japan は、有疾患者が運動や身体活動の利益を享受しつつ、安全に効果的に運動できる場と機会を増やすことを目指しています。つきましては、EIM Japan は、有疾患患者に対し適切な運動環境と安全で効果的な運動プログラムを提供する運動療法施設を後援いたします。
- (2) EIM Japan が後援する運動施設については、第2条に記載された手続きに添って申請者が申請した内容を EIM Japan 後援制度委員会が審議し、後援に値すると認めたものとします。後援が認められますと、後援登録証書が送られます。

(EIM Japan 後援までのガイドライン)

第2条

- (3) 申請から認定までの期間・時間
申請の内容によって様々ですが、資料に不足がなければ、1～2 ヶ月程度です。
- (4) 申請費用
パートナー企業につきましては、申請から審査、更に後援に関しての費用は発生しません。パートナー企業でない場合は、申請時に申請手続き料として 5 万円ご入金いただきます。なお、審査により後援不可となった時は全額返金致します。

(5) 後援までの流れ

① 申請書類の作成

別ページの後援申込書と申請書類に必要事項をご記入の上、EIM Japan 事務局までご郵送ください。なお、申請書のご提出を持って本約款に同意なされたものとみなします。

② 審査

a. 審査項目

申請書および後援審査資料を参照のこと

b. 審査方法

提出された申請書および資料をもとに、を EIM Japan 後援委員会の複数の委員が書類審査をおこないます。

c. 審査ポイント

有疾患患者に対する適切な運動環境と安全で効果的な運動プログラムを提供しているかどうかで判断されます。なかでも、医師もしくは医療系の団体と連携やサポートがあることがポイントになります。

③ 審査結果通知

郵送によって結果が通知されます。なお、審査中のお問い合わせには一切お応えできません。

④ 登録

結果通知後に自動的に登録されます。

⑤ 公表

EIM Japan のウェブサイトを通じて国内外に紹介されます。

⑥ 再審査

審査の結果、後援が認められなかった場合も、申請内容をご修正の上、再申請および再審査は可能です。なお、再審査に関わる費用は無料ですが、再審査は一回のみとさせていただきます。

(申請基準)

第3条

(6) 申請できるのは、運動施設を認定している団体および法人です。

(更新と申請事項の変更)

第4条

(7) 後援の有効期限は、1年とさせていただきます。更新にあたりましては、活動報告の提出をお願いする場合があります。なお、パートナー企業におかれましては、パートナー契約更新を持って自動的に後援も更新されます。

(8) 申請事項に変更(ブラッシュアップなど)があった場合は、速やかにEIM Japan事務局にご報告ください。状況に応じて、再審査となる場合があります。

(免責)

第5条

尚、EIM Japanが後援した資格等に損害賠償や第三者からの意義申し立て、並びに権利に関する紛争が発生した場合、EIM Japanは一切の介入及び責任を負いません。

附 則

第1条

この約款は、2020年10月1日から施行する。

Exercise is Medicine (EIM) Japan 後援審査申込書

【施設用】

Exercise is Medicine (EIM) Japan 後援審査に申請いたします。

_____年__月__日

名称（会社名）	
住所	
代表者	(肩書) (氏名) ⑩
担当者	(氏名) (部署) (住所) (電話番号) (ファクシミリ) (電子メールアドレス)

本申込書原本は EIM Japan 事務局まで郵送してください。

※いただいた個人情報は EIM Japan 後援審査以外の目的には使用いたしません。

Exercise is Medicine (EIM) Japan 後援審査資料

施設名称	
施設の概要	※枠は自由に広げてください。 ※別途添付資料としてご提出いただいても結構です(形式自由)。
主な対象疾患	※枠は自由に広げてください。
提供している運動療法プログラムの特徴	※枠は自由に広げてください。 ※特に医療機関との連携について詳細にお書きください。
医療システムの中での施設の位置づけ	※枠は自由に広げてください。
期待される効果	※枠は自由に広げてください。
症例経験 (3 症例以上)	※枠は自由に広げてください。 ※別途添付資料としてご提出いただいても結構です(形式自由)。